


提出 順番	No. 2	令和3年6月16日 午前・午後11時37分受領
----------	----------	----------------------------

令和3年6月16日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 野原 恵子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>1 新型コロナ禍による一斉休校の検証と子どもへの影響は</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症は世界各国に広がり世界保健機関（WHO）が2020年1月30日「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に当たると宣言してから1年4か月になります。</p> <p>昨年、町はコロナ感染防止対策として北海道知事の要請を受け2020年2月27日から3月4日まで町立小中学校及び町立わかば幼稚園の一斉休校を実施しました。さらに安倍前首相が全国の自治体に町立幼稚園を除く小中学校及び高等学校に春休みまで臨時休校の要請があり3月24日まで延長しました。</p> <p>また、緊急事態宣言の延長により5月31日まで休校の要請があり約3か月の休校となりました。感染防止対策として長期の休校となりましたが、成長期にある子どもの心身の健康低下や学習環境による格差、不安によるストレスなど各地の調査をみると大変深刻です。幕別町でも休校における子ども達への影響を把握し、子どもの権利から考えて対策を講じてきたのかが問われます。</p> <p>今年5月に保育所でクラスターが発生し、小中学校でも児童・生徒が発症し学校の臨時休校・学級閉鎖が実施されました。今後短期間のうちに選択を迫られる機会が起こる可能性があります。学校設置者として教育委員会がどのように議論し判断してきたのかを検証し基準を作る必要があると考えます。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>2 全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）の対応について</p>	<p>① 新型コロナウイルスによる学校の一斉休校の判断は、学校保健安全法第 20 条により学校設置者が行うこととなっている。どのような経過で判断したのか。その検証と今後の対応として基準を設ける考えは。</p> <p>② 一斉休校に伴う子どもの心身のケアなど子どもの権利保障への検証を行う必要があるが、どのように行ったのか。</p> <p>政府は、2007 年度に始まった全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）を、昨年新型コロナウイルス感染症による学校への影響など考慮するとして実施を取りやめている。結果として教師は「ゆとりを持った教育が出来る」、「精神的余裕が出来た」などと歓迎している。全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）は民間業者がテスト問題を作成し採点も業者が行っている。本来、テストは教員が教えた教科の内容を子ども達がどれだけ理解しているかを計るものであり一律のものではない。創造豊かに、柔軟に物事を考えられる子どもの成長を促すためにも、町として全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）を中止すべきと考える。</p>